

総務省北海道総合通信局と一般社団法人日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会との臨時災害放送局等の協力体制に関する協定書

総務省北海道総合通信局（以下「甲」という。）と一般社団法人日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合における地方公共団体等による臨時災害放送局等の円滑な開設及び運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、令和6年9月26日付け、総務省と一般社団法人日本コミュニティ放送協会が締結した臨時災害放送局等の協力に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、甲及び乙が協力する内容を定め、次に掲げる原則に従って実効性のある協力体制を築くことを目的とする。

- 一 災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、甲の依頼に対して乙が協力することにより、被災者等への情報伝達を目的として地方公共団体等が実施する臨時災害放送局等の円滑な開設及び運用に資する支援を実施すること。
- 二 災害が発生した場合に、甲、乙及び地方公共団体等の協力体制が円滑に機能するように、平時において地方公共団体等が実施する臨時災害放送局等の開設及び訓練等に協力すること。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- 一 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害をいう。
- 二 「臨時災害放送局等」とは、災害時にその被害を軽減するために、被災地の地方公共団体等によって臨時に開設されるFM放送局及びその訓練を目的として開設される実験試験局をいう。

（対象）

第3条 乙が協力する対象は、次の各号について自ら行う業務に支障のない範囲において実施する。

- 一 臨時災害放送局等の開設及び放送を遂行するために必要となる機材の貸与や技術者等人員の派遣
- 二 その他、甲乙協議して定めた事項

（対象地域）

第4条 乙が協力する対象地域は、甲の管轄区域である北海道内とする。

（実施期間）

第5条 甲及び乙は、平時の他、災害が発生し又は発生するおそれがある場合やその訓練等を実施する場合については、その準備段階から必要に応じて情報交換を開始し、その実施期間は甲乙が協議して定めるものとする。

（協力に係る連絡体制）

第6条 甲及び乙の協力に係る連絡体制（平常時を含む。）は、次の各号のとおりとする。

- 一 甲の連絡窓口は、情報通信部放送課とする。

- 二 乙の連絡窓口は、乙の事務局とする。
- 三 甲及び乙は、連絡窓口に変更があったときは、速やかに連絡するものとする。

（情報の利用等）

第7条 甲及び乙は、協力体制の実施過程で知り得た情報について、公知の情報を除き、自らの機関内部のみで利用するものとし、情報提供側の承認を得ないで外部に提供してはならない。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（費用負担や疑義等の決定）

第9条 この協定に基づく取組で発生しうる費用負担の扱いやその他協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。
- 2 この協定は、我が国におけるラジオ放送の開始から100周年を契機に、甲乙間で締結され、両者の協力関係を一層強化するものとする。

令和7年3月22日

甲
総務省 北海道総合通信局長

乙
一般社団法人日本コミュニティ放送協会
北海道地区協議会長